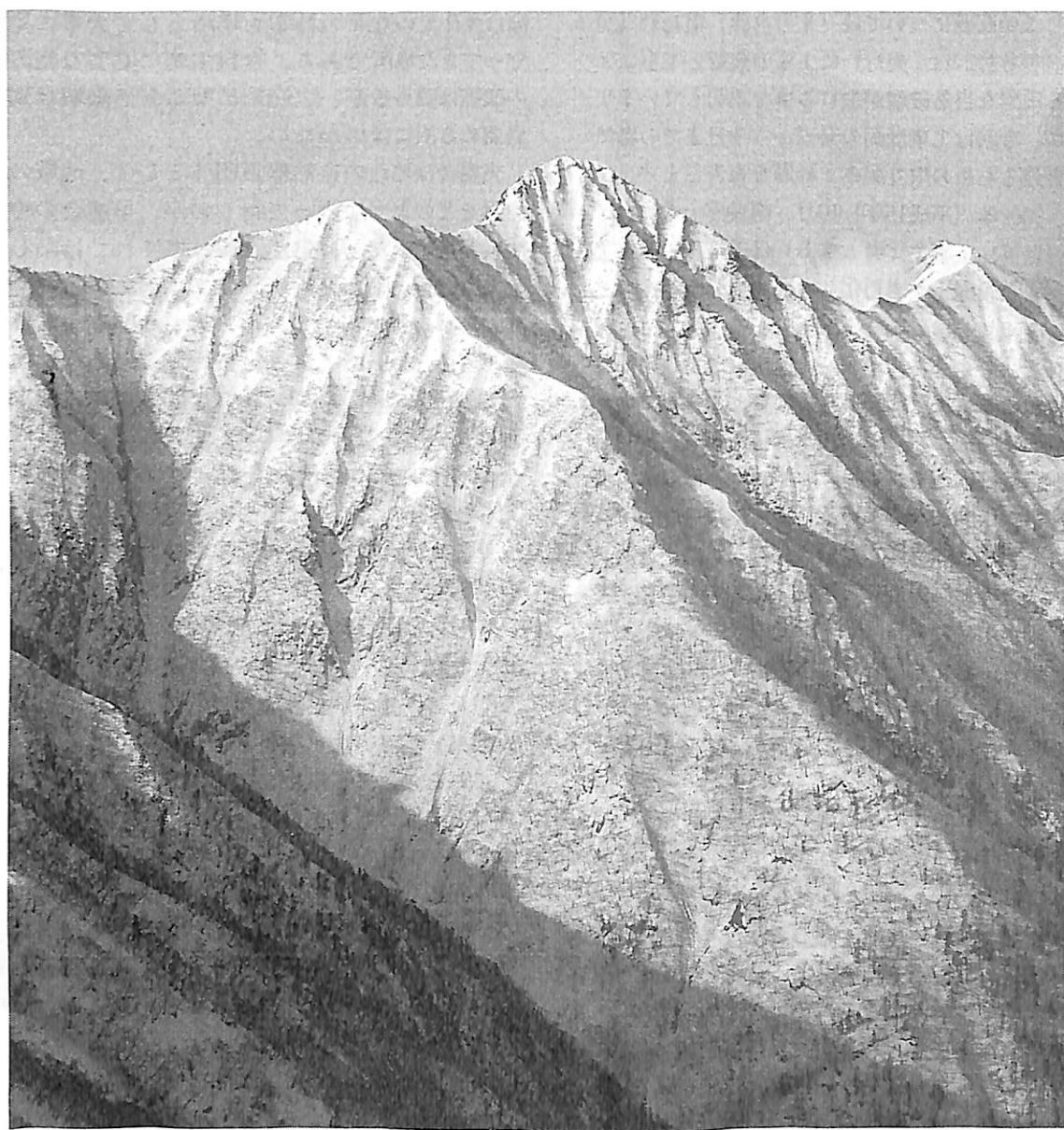


北の自然

北海道自然保護連合通信

No.79 2007.11.30



日高山脈 1839峰

南長沼用水頭首工改築工事

千歳の自然保護協会

会長 明野 幸久

この問題については「北の自然」第72号（2004年8月20日 発行）に工事の概要と工事による重大な自然破壊が生じる事を説明していますが、今回は工事計画の発表から今日までの自然を護るための取り組みと経過を報告します。

2003年（平成15年）10月、南長沼土地改良区（以下、工事主体者とする）は千歳川の頭首工（取水設備）が老朽化したため全面改築することを発表しました。工事の骨子は①取水に影響が出ないように工事をするために改築する堰は現在の堰から上流200mとする。②頭首工の型式には「固定堰」と「可動堰」がある。河川管理施設等構造令によると「固定堰」を認める条件は、山間狭窄部であること、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、治水上の機能確保のため適切と認められる措置を講じた場合である。従って、頭首工の形式は「全可動堰」とする。と言うものであった。これを踏まえて、自然破壊に対する影響と、それを防止するにはどうしたらよいか、工事主体者と協議を続けました。

①堰の移設について

堰を上流200mに建設するためには、自然の河畔林を大量に伐採することになり貴重な自然林が失われ、また林床にある貴重な植物群も被害をうけることになる。更に、堰の建設場所で安定した取水を可能とするために、川の流れを直線化しなければならず、また川の中にある自然の中洲も撤去する必要があると言う。この中

洲は先住民の方々の神聖な場所として大事に見守ってきた場所である。食料生産に必要な施設の改築は認めるが、広範囲に及ぶ自然破壊は到底認める訳にはいかない。

当協会は地元の自然保護団体として、地域の自然をどのように護って行くのか、早速会の中で検討を始めた。只自然を護ってくれでは話にならない、話し合いに於いて工事主体者に訴え、理解を得るための論点をまとめて臨まなければならない。そこで第一に取組んだのが、河川法の研究である。1997年（平成9年）に改定された河川法はそれまでの河川法に「環境保全」「地域住民の理解が必要」という条文が加えられたものである。旧河川法では河川の工事は「行政が主導し、技術者の書いた設計図に従い工事を進める」ということであったが、最近の社会の要求は親水空間の環境保全を求めるようになり、またこれまでの行政主導のやり方を反省し、民意を反映させなければならないとした結果、新河川法が発効した事を知りえた。

これを元に、工事による自然/環境破壊についてどの様に考えているのか？自然に配慮が足りないのではないか。次に、工事予定地は2003年（平成15年）7月、千歳市が第一種自然環境保全地区に指定した、厳格に保護・保全する地域である。このような場所で自然破壊が行われる事に住民の理解は到底得る事ができない。として話し合いを進める事にした。

話し合いの結果、工事期間を通じ取水を続ける必要があることから「改築する取水口は現在

位置とするが、工事期間中は自然破壊を最小にし、かつ工事を安全に進める事を考慮し、現在位置から40m上流に仮取水口を設置する」と表明した。仮取水口として提示された場所は、現在、水神様を祭る社があり、小規模の境内を形成している所が含まれる事から、自然林の伐採も数えるほどで済み、自然破壊の範囲は最小に出来ることになった。

②堰の形式について

現在の河川管理施設等構造令から「固定堰」が認められず「可動堰」にするとの説明であるが、可動堰にすることで現在の堰より規模が大きくなり、また樋門を操作するための管理小屋を流水面上に数棟建設する必要もあるとのこと。

自然とは、樹木があり河川の流れがあるだけでは自然とは云えない。工事現場となる千歳川は人の手が加えられず、永い時間をかけて、川の流れを包むように林立する樹木等で構成される空間全体を自然と云うのであって、そのような場所に人工の構築物を配置したのでは、これも、また自然破壊である。現在の自然景観を護ることを考えなければならない。

工事主体者の固定堰は認められないとの説明の中で、「河川管理施設等構造令に、固定堰を認める条件の中に治水上の機能確保のため適切

と認められる措置を講じた場合である。」といている。「所が、頭首工の上流約4kmには王子製紙が設置したダムがある。このダムに治水機能があるのではないか、実際に1981年（昭和56年）年に千歳川の中、下流域で発生した大洪水の際、千歳市街地を含み上流域では全く水の被害は発生していない。この事は上流部のダムが治水機能を持っている証ではないか？」と疑問を投げ掛けたところ

「王子製紙のダムは発電用ダムであり治水施設としては機能していない」と答えてきた。この回答に

疑問を持ち、河川法を調べたところ、第52条に「洪水調節のための指示」と言う条文を見つけた。そこで、苫小牧の王子製紙を訪問し、河川法第52条による「指示」について尋ねたところ「実際に指示を受けている」とのことであった。つまり、発電用ダムであっても治水機能は当然持っていると言う事が明確になった。

河川法とダム設置者への指導の事実を南長沼土地改良区に質すと「河川管理者の石狩川開発建設部に確認する」と答えた。その結果、河川管理者も王子製紙のダムに治水機能を持っている事を認め、堰の形式について検討し直し、新たな堰は「固定堰とする」と回答してきた。

以上のように千歳川の頭首工の工事による自然破壊を最小にするよう働きかけを行った結果、計5回の住民説明会や勉強会を通じ、工事主体者は自然に配慮した設計をし直す于今年（2007年）3月表明するに至った。自然に配慮した設計とは、頭首工の堰は「固定堰」とし現在位置に建設する。更に、樋門の形式も巻上式でなく転倒式にする。取水口は先に述べたように現在位置にする。河床についてもボーリング調査の結果、砂利層の下に堅牢なシルト岩盤が確認され、コンクリートで固める必要は無く、流石止の対策はブロックの柵を敷設する。と云う事になり、工事による自然破壊を最小にする設計に入った。



現在の頭首工全体を千歳川上流からみたところ、堰は水面下にあり目立たない

NPO法人 カラカネイトンボを守る会の活動

NPO法人カラカネイトンボを守る会

理事(事務局長) 大山 衛門

NPO法人カラカネイトンボを守る会の活動

会の設立は、1997年6月、札幌拓北高等学校理科研究部と、地域のお母さん達10名ほどで発足しました。現在は、札幌旭丘高等学校生物部、NPO法人環(わ)を考え実践する倶楽部、(社福)札幌協働福祉会、拓北・あいの里連合町内会、あいの里東小学校、あいの里東中学校及び2つの高校のOB・OGの大学生から成り立っています。正会員約60名、賛助会員等含めて約200名の組織です。



篠路福移湿原の保全活動風景

★活動内容は、大きく4つに成ります。

- ・篠路福移湿原の保全・保護活動
→ナショナル・トラスト運動(一坪運動)、湿原再生
- ・石狩湿原のピオトープ「とんぼの学校」作り
→カワセミの巣づくり「かえるの学校」づくり
- ・トンネウス沼の自然維持活動
- ・あいの里のホタルの保護活動
→「ほたる池」の整備

◎「一坪基金」のナショナル・トラスト運動を南の「NPO法人真駒内・芸術の森緑の回廊基金」とも連携して展開し、湿原の埋立阻止・乾燥化防止・湿原再生を進めたい。また、環境保護に理解のある企業とさらに行政を含



パンフレットより

め協働作業で、自然保護・環境護を積極的に進めたい。

◎篠路福移湿原には

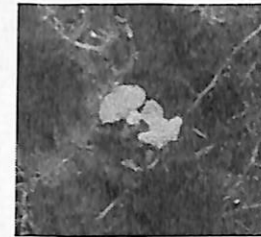
- ・昆虫
カラカネイトンボ(準絶滅危惧)
ゴマシジミ(絶滅危惧Ⅱ類)
- ・植物
オオミズゴケ(絶滅危惧Ⅰ類)
タヌキモ(絶滅危惧Ⅱ類)
- ・鳥
チュウヒ(絶滅危惧Ⅱ類)
オオジシギ(準絶滅危惧)
アカモズ(準絶滅危惧)
- ・魚
エゾトミヨ(準絶滅危惧)
エゾホトケドジョウ(絶滅危惧Ⅱ類)
ヤチウグイ(準絶滅危惧)



ヤチウグイ
(準絶滅危惧)



ゴマシジミ
(絶滅危惧Ⅱ類)



タヌキモ
(絶滅危惧Ⅱ類)



エゾトミヨ
(準絶滅危惧)

NPO法人カラカネイトンボを守る会の歴史

1997年

- ・6月 札幌拓北高等学校理科研究部と、地域のお母さん達10名ほどで発足。

2002年

- ・7月20日 湿地公園として残してほしい 桂市長に陳情。

2003年

- ・12月17日 風致地区として湿地公園として残してほしい 上田市長に陳情。

2004年

- ・法人として登記。

2005年

- ・3地権者と賃貸借契約を結び4区画を管理する。

2006年

- ・2地権者と賃貸借契約を結び合計6区画を管理する。
- ・12月 日本ナショナル・トラスト協会から、155.5万円の助成を頂き3地権者、4区画684㎡(207坪)を設立10年目にして取得。

2007年

- ・日本ナショナル・トラスト協会へ5地権者9区画2,335㎡(707坪)354万円の助成を申請中。
- ・第10回「川の日」ワークショップin東京(19名)において71チーム参加の中、グランプリを獲得し、8/14~18第6回「川の日」ワークショップ韓国大会(晋州)に13名で出場する。
- ・9/1~4 JR札幌駅西コンコースで、パネル展示を行う予定。

みなさん、よろしくお願ひします

5月の代表者会議で小山さんの後任の事務局長になりました反橋（そりはし）です。よろしくお願ひします。山が好きで1年中山を楽しんでいます。表紙の写真は今年の春の合宿で登った日高山脈の1839峰です。とにかく日高の山が好きです。今回、「北の自然」を作るにあたって原稿が無ければまったく無力であることを思ひ知らされました。是非皆様の投稿をお願ひします。封筒の住所に送るかEメールで下記に送って下さい。

v23a4@db3.so-net.ne.jp 反橋 一夫

シンポジウム 森を壊すのはだれ？

2007年12月1日(土)

会場：札幌駅北口 エルプラザ3Fホール

時間：18時10分開場 18時30分開演

報告：「命育む森はいま」

寺島一男氏 北海道自然保護連合代表
講演：「み・ん・なの命輝くために」

大谷昭宏氏 ジャーナリスト
講演：「日本の森林の現状と将来像を展望する」

河野昭一氏 京都大学名誉教授
報告：「森を未来に残すために」

市川守弘氏 弁護士

主催：北海道自然保護連合

ザ・フォレストレンジャーズ

北の自然 No.79

2007年11月30日発行

発行 北海道自然保護連合

事務局 札幌市東区北8条東17丁目1-7

反橋 一夫様方

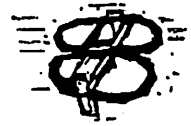
TEL・FAX 011-702-4548

発行人 寺島 一男

賛助会費 年間3,000円

郵便振替 02710-5-4071

印刷 (株)北海道機関紙印刷所



(全日本登山とスキー用品専門店協会会員)

登山とアウトドア専門店

秀岳社

(本店) 〒001-0012 札幌市北区北12条西3丁目
TEL011(726)1235
営業時間 AM10:00~PM7:00 ●月曜定休

(白石店) 〒003-0026 札幌市白石区本通1丁目南2
TEL011(860)1111
営業時間 AM10:30~PM7:30 ●水曜定休

(旭川店) 〒070-8045 旭川市忠和5条4丁目
TEL0166(61)1930
営業時間 AM10:00~PM7:00 ●月曜定休

<http://www.shugakuso.co.jp>

